平成２６年（フ）第６２５号
仙台市青葉区中山９丁目17番５号　リゾート青葉101
債務者　盛田　真理
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６７３号
仙台市若林区上飯田１丁目９番44号　メルシーハイツ飯田Ｂ棟206、従前の住所宮城県名取市増田字柳田660番地の１　サンデュエル名取702号
債務者　加藤　一幸
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６７７号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目14番地24
債務者　斎　菜穂美
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
秋田市泉南１丁目15番９号　セジュール小玉Ａ―101
債務者　安田　優一
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８１号
福島県伊達市保原町字西町137番地　メゾン・セリシャスⅡＤ号
債務者　山田　和司
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第７３号
福島県いわき市平赤井比良２丁目90番地　日豊アパート101
債務者　阿部　和徳
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３４４号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町1644番地の１
債務者　高畠　美穂
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１３４号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野３丁目13番地１　パーシモンビレッジＢ―102
債務者　飯泉　重信
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２６号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原259番地７
債務者　佐藤　洋子（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９６号
茨城県坂東市岩井3183番地１　フジハイツ102号
債務者　伊藤　孝宏
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２１３号
茨城県常総市大沢2001番地17
債務者　永野　幸範
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２２３号
茨城県結城郡八千代町大字粟野350番地３
債務者　中島　静雄
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２２４号
茨城県古河市東牛谷65番地３　エルデイムヤマナカ201号
債務者　芳賀三和子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２２６号
茨城県下妻市下妻戊384番地４
債務者　中山　美花（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２２７号
茨城県結城市大字結城670番地２　コモドハイツ102
債務者　永田　智子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２２８号
茨城県古河市三和176番地18　市営Ａ―203号
債務者　内田　厚代
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第３９号
千葉県館山市小沼352　ホテルアクシオン、住民票上の住所千葉県館山市那古426番地の12
債務者　樋口　洋一
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所館山支部